

# ひらつか子育て応援プラン

(第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画 令和2～6年度)

## 中間年見直し版(案)

いきいき子育て のびのび子育て

ちいきで育む

いのちきらめく 共生のまち ひらつか

令和5年2月

平塚市



# 目次

---

## 第1章 中間年の見直しについて

---

- 1 見直しの趣旨 . . . . . 1
- 2 見直し事項 . . . . . 1

---

## 第2章 計画の策定に当たって

---

- 1 計画の位置づけ . . . . . 2
- 2 計画期間 . . . . . 3
- 3 中間年の見直し経過 . . . . . 3

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

- 1 基本理念 . . . . . 4
- 2 施策の体系 . . . . . 5

---

## 第4章 施策の展開

---

- 基本目標1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境づくり . . . . . 8
- 基本目標2 安心して子育てができる環境づくり . . . . . 15
- 基本目標3 子どもに寄り添った教育環境づくり . . . . . 26
- 基本目標4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり . . . . . 30
- 基本目標5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画） . . . . . 35
- 基本目標6 将来を子ども自らが選択できる環境づくり  
（平塚市子どもの貧困対策計画） . . . . . 45
- 各種事業の連携（妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目のない支援） . 59

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

- 1 教育・保育提供区域の設定 . . . . . 61
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 . . . . . 62
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び  
その実施時期 . . . . . 63
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制  
の確保の内容及びその実施時期 . . . . . 67
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 . . . . . 79



1 計画の位置づけ

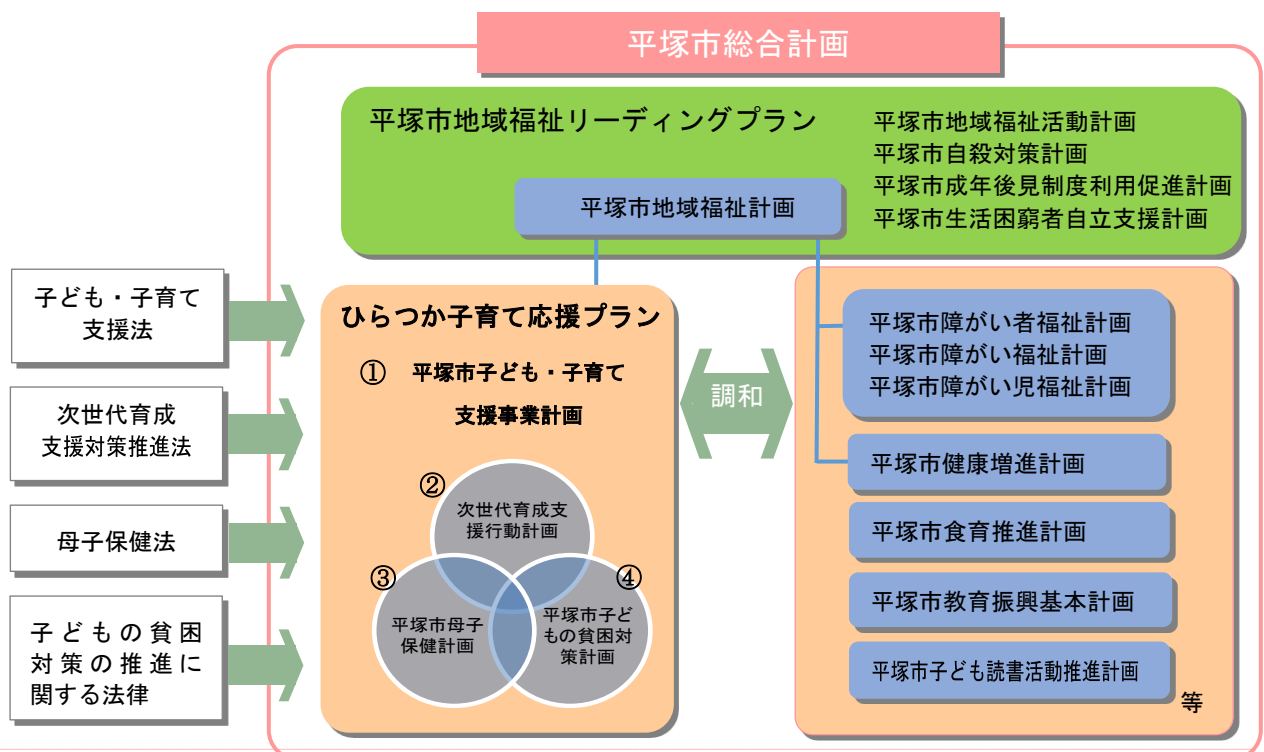
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく①市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。また、②次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画、③母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、④子どもの貧困状況に対する支援となる「平塚市子どもの貧困対策計画」を内包する計画としています。また、この計画の主たる対象は、満18歳未満である「子ども」と「保護者(子育て家庭)」としています。

この計画は、「平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT(ネクスト)～」の実現を目指し、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけられ、全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」を上位計画として、「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市健康増進計画」等の諸計画と調和を図り、地域共生社会の実現に向けて、個々の施策を推進します。

引き続き、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、市が取り組むべき施策と達成しようとする目標を明らかにし、事業ごとに市民ニーズの状況や事業実績も考慮しながら、計画的に取組の推進を図ります。

【 計画の位置づけ 】





## 1 基本理念

本計画は、これまでの基本理念を継承し、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

いきいき子育て のびのび子育て  
ちいきで育む  
いのちきらめく 共生のまち ひらつか

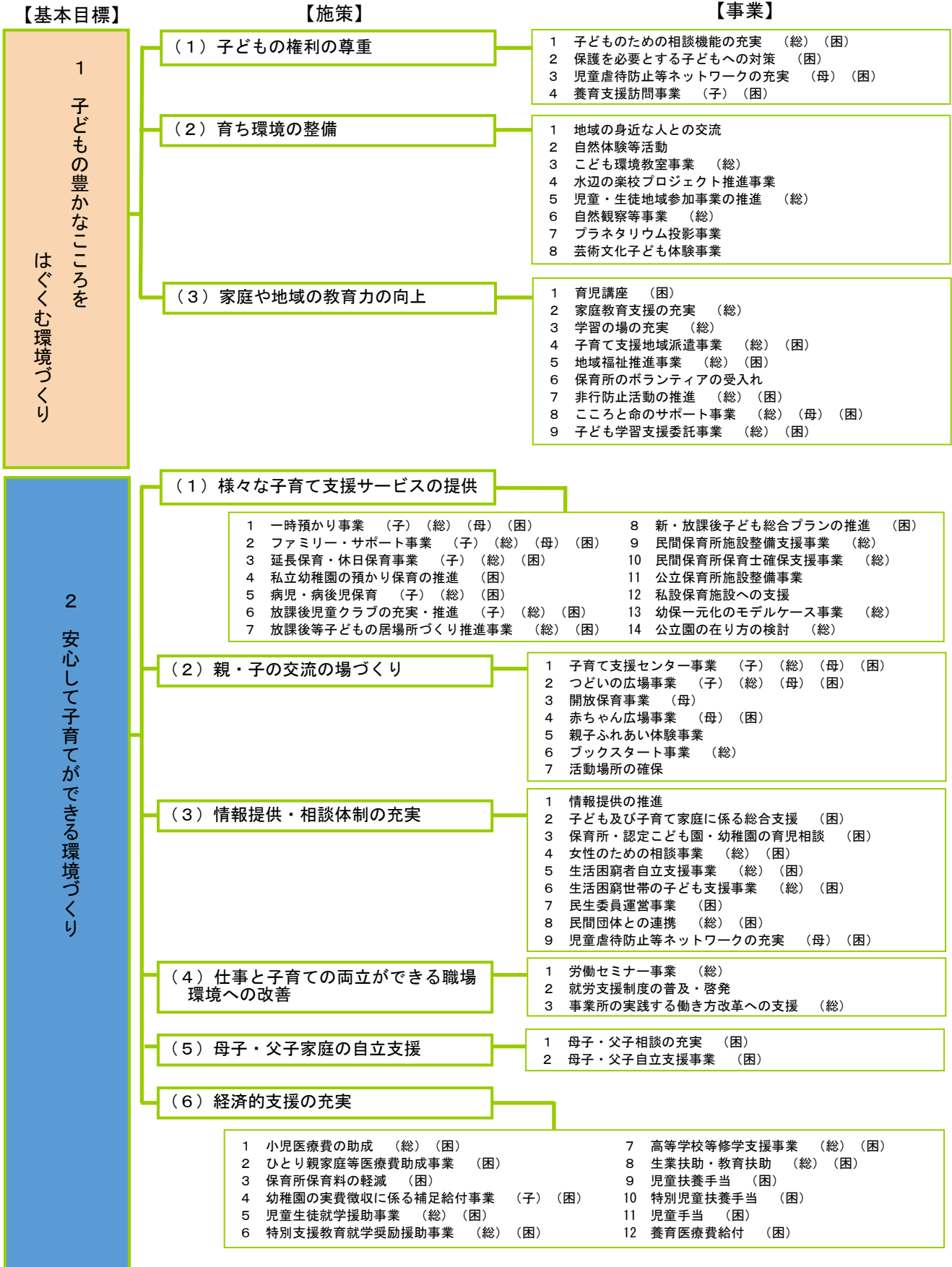
いのちを大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持った大人に育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。それは、未来の親たちにも受け継がれます。

「いのちを大切にする心」は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域の大人たちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がります。また、小さいいのちや自然を大切にする心とも相まって、いのちを大切にするまちがつけられます。

本市では、「いのちを大切にする心」を大事にし、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願います。それとともに、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域共生の観点から家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業の連携を強めることで、保護者が子どもの成長に喜びを実感できるように、子ども・子育て支援に取り組み、基本理念の実現に向けて計画を進めます。

## 2 施策の体系

(子) : 「子ども・子育て支援法」で定めている事業  
 (総) : 「平塚市総合計画実施計画事業」で位置づけている事業  
 (母) : 「平塚市母子保健計画」に関連する事業  
 (困) : 「平塚市子どもの貧困対策計画」に関連する事業





【基本目標】

【施策】

【事業】

3 子どもに寄り添った教育環境づくり

(1) 学校(園)教育の充実

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 幼児教育指導法の工夫・改善        | 8 サポートチームシステム推進事業<br>(令和4年度より休止) |
| 2 幼・保・小・中連携の推進事業 (総)   | 9 中学校部活動指導者派遣事業                  |
| 3 幼児教育の支援              | 10 学校支援ボランティアの活用 (総)             |
| 4 生きる力を育む学校づくり推進事業 (総) | 11 教材・教具等の充実                     |
| 5 外国人英語指導者の学校訪問事業 (総)  | 12 研修・研究推進事業                     |
| 6 人権教育の推進              | 13 放課後自主学習教室事業 (総) (困)           |
| 7 日本語指導協力者派遣事業 (総)     |                                  |

(2) 相談活動の推進

- |                              |
|------------------------------|
| 1 教育相談事業 (総)                 |
| 2 スクールカウンセラー派遣事業 (総) (母) (困) |
| 3 スクールソーシャルワーカー派遣事業 (総) (困)  |

4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

(1) 道路交通安全の向上

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 交通安全啓発推進事業 (総)               |
| 2 歩道設置事業 (総)                   |
| 3 通学路合同点検事業 ※4(2)3通学路安全対策事業に統合 |

(2) 防犯の強化

- |                   |
|-------------------|
| 1 地域安全運動の推進 (総)   |
| 2 地域安全施設整備事業 (総)  |
| 3 通学路安全対策事業 (総)   |
| 4 子どもの安全対策の推進 (総) |

(3) 遊びの場づくり

- |              |
|--------------|
| 1 安全対策の推進    |
| 2 公園整備事業 (総) |

(4) まちのバリアフリー化

- |                      |
|----------------------|
| 1 歩道のバリアフリー化事業       |
| 2 公共交通のバリアフリー化事業 (総) |

(5) 有害環境の改善

- |                   |
|-------------------|
| 1 環境実態調査          |
| 2 違反屋外広告物除去事業 (総) |

5 子どもと親の健康づくり(平塚市母子保健計画)

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題A

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| ① 妊産婦の身体づくり              | ② 乳幼児の身体づくり          |
| 1 妊婦健康診査 (子) (総)         | 1 乳幼児健康診査 (総)        |
| 2 妊産婦の相談の充実 (子) (総) (困)  | 2 乳幼児期の相談の充実 (総) (困) |
| 3 妊産婦への教育の充実 (総)         | 3 訪問事業 (子) (総) (困)   |
| 4 産後デイサービス「産後ルームママはぐ」(総) | 4 学習の場の提供 (総)        |
| 5 産前・産後ヘルパー派遣事業 (総)      | 5 感染症対策の推進           |
| 6 産後メンタルヘルス相談 (総)        | 6 5歳児健康診査            |
|                          | 7 保育所における食育の推進       |

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| ① 学童期の身体づくり              | ② 思春期の身体づくり            |
| 1 生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及  | 1 思春期の教育の充実            |
| 2 健康に関する教育の実施            | 2 こころと命のサポート事業 (総) (困) |
| 3 学校保健の充実 (困)            |                        |
| 4 スクールカウンセラー派遣事業 (総) (困) |                        |

(3) 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 1 一時預かり事業 (子) (総) (困)      | 4 つどいの広場事業 (子) (総) (困) |
| 2 ファミリー・サポート事業 (子) (総) (困) | 5 開放保育事業               |
| 3 子育て支援センター事業 (子) (総) (困)  | 6 赤ちゃん広場事業 (困)         |

(4) 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ① 親への支援              | ③ 障がい児への支援       |
| 1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援  | 1 地域療育システム事業 (総) |
| 2 子育て講座              | 2 福祉サービス費の支給     |
| 3 ペアレントトレーニング        | 3 障がい児保育         |
| ② 子どもへの支援            | 4 就学相談・指導事業 (総)  |
| 1 こども発達支援室の療育相談 (困)  |                  |
| 2 発達支援コーディネーターの育成・配置 |                  |

(5) 児童虐待の防止対策 重点課題②

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ① 早期発見・早期対応         | ② 関係機関との連携             |
| 1 ハイリスク者への支援の充実 (困) | 1 児童虐待防止等ネットワークの充実 (困) |

【基本目標】

【施策】

【事業】

6 将来を子ども自らが選択できる環境づくり（平塚市子どもの貧困対策計画）

(1) 教育の支援

- 1 子ども学習支援委託事業（総）
- 2 放課後等子どもの居場所づくり推進事業（総）
- 3 新・放課後子ども総合プランの推進
- 4 生活困窮世帯の子ども支援事業（総）
- 5 民間団体との連携（総）
- 6 母子・父子相談の充実
- 7 児童生徒就学援助事業（総）
- 8 特別支援教育就学奨励援助事業（総）
- 9 高等学校等修学支援事業（総）
- 10 生業扶助・教育扶助（総）
- 11 放課後自主学习教室事業（総）
- 12 スクールカウンセラー派遣事業（総）（母）
- 13 スクールソーシャルワーカー派遣事業（総）

(2) 生活の支援

- 1 子どものための相談機能の充実（総）
- 2 保護を必要とする子どもへの対策
- 3 児童虐待防止等ネットワークの充実（母）
- 4 養育支援訪問事業（子）
- 5 育児講座
- 6 子育て支援地域派遣事業（総）
- 7 地域福祉推進事業（総）
- 8 非行防止活動の推進（総）
- 9 こころと命のサポート事業（総）（母）
- 10 一時預かり事業（子）（総）（母）
- 11 ファミリー・サポート事業（子）（総）（母）
- 12 延長保育・休日保育事業（子）（総）
- 13 私立幼稚園の預かり保育の推進
- 14 病児・病後児保育（子）（総）
- 15 放課後児童クラブの充実・推進（子）（総）
- 16 子育て支援センター事業（子）（総）（母）
- 17 つどいの広場事業（子）（総）（母）
- 18 赤ちゃん広場事業（母）
- 19 子ども及び子育て家庭に係る総合支援
- 20 保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談
- 21 女性のための相談事業（総）
- 22 生活困窮者自立支援事業（総）
- 23 民生委員運営事業
- 24 民間団体との連携（総）
- 25 母子・父子相談の充実
- 26 小児医療費の助成（総）
- 27 ひとり親家庭等医療費助成事業
- 28 保育所保育料の軽減
- 29 幼稚園の実費徴収に係る補給付事業（子）
- 30 妊産婦の相談の充実（子）（総）（母）
- 31 乳幼児期の相談の充実（総）（母）
- 32 訪問事業（子）（総）（母）
- 33 学校保健の充実（母）
- 34 こども発達支援室の療育相談（母）
- 35 ハイリスク者への支援の充実（母）

(3) 保護者に対する就労の支援

- 1 就労支援事業（総）
- 2 母子・父子相談の充実
- 3 母子・父子自立支援事業

(4) 経済的支援

- 1 母子・父子相談の充実
- 2 小児医療費の助成（総）
- 3 ひとり親家庭等医療費助成事業
- 4 生業扶助・教育扶助（総）
- 5 児童扶養手当
- 6 特別児童扶養手当
- 7 児童手当
- 8 養育医療費給付

基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、25の施策に基づき今後の平塚市の事業（市の取組）を定め、計画を推進しています。

中間年の見直しでは、事業（市の取組）の「今後の取組」について、見直しを行いました。

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育ての様々な課題の解決に向けた基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を設定しています。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標に対して25の施策を立て、その方向を設定しています。</li> <li>アンケート調査等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。</li> </ul>
事業 (市の取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業ごとに、事業の概要、今後の取組、担当課を記載しています。</li> <li>事業名の上にある記号は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(子)「子ども・子育て支援法」で定めている事業。第5章において、計画期間内のニーズ量の見込みと確保方策を記載しています。</li> <li>(総)「平塚市総合計画実施計画事業」で位置づけている事業</li> <li>(母)「平塚市母子保健計画」に関連する事業</li> <li>(困)「平塚市子どもの貧困対策計画」に関連する事業</li> </ul> </li> </ul>

## 基本目標 1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境づくり

### 施策 1 子どもの権利の尊重

#### 施策の方向

子どもを一人の人間として尊重し、生まれながらにして持っている人権を守り、児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。また、子どもの悩みごとへの相談を充実させるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を図ります。

児童虐待を防止するとともに、発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるように関係機関等の連携を密にし、ネットワークの強化を図ります。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総)(困) 子どものための 相談機能の充実	子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
		子ども自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
1(1) 2	(困) 保護を必要とする 子どもへの対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合相談担当と児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>里親制度の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	こども家庭課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>すべての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。</li> <li>里親制度紹介講座及び里親相談(児童相談所主催)を実施し、制度の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	
1(1) 3	(母)(困) 児童虐待防止等ネ ットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 4	(子)(困) 養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、継続して取り組みます。	

## 施策2 育ち環境の整備

### 施策の方向

子どもが様々な交流や体験を通して健やかに育つための環境づくりとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	地域の身近な人との交流	保育所、幼稚園、認定こども園の園児と地域の子どもや小学生、高齢者といった地域の身近な人との交流を図り、子どもの社会性を養います。 〔対象：就学前子ども、小学生及び高齢者〕	保育課 教育指導課
		今後の取組	
		園の行事や地域的行事、高齢者施設への訪問を通して、地域の子どもや小学生、高齢者と交流します。また、乳幼児が小学校を訪問したり、園に小学生や高齢者を招待して一緒に活動したりする等地域の身近な人とのふれあい交流を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 2	自然体験等活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、幼稚園、認定こども園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。 〔対象：就学前子ども〕</li> <li>自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。 〔対象：小学生等〕</li> </ul>	保育課 教育指導課 青少年課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。</li> <li>概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 3	(総) こども環境教室 事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、里山で自然にふれる体験をしたり、海岸で海浜植物や漂着物を観察したりします。	環境政策課
		今後の取組	
		昆虫探しや自然を生かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習と、浜辺の漂着物や海浜植物の観察等、浜辺の環境を考える体験学習を年間にそれぞれ1回ずつ実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。	
1(2) 4	水辺の楽校プロジェクト推進事業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」、「学び」、「冒険心」、「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。	みどり公園 ・水辺課
		今後の取組	
		市民や子どもたちの遊びや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために、水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体がイベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。	
1(2) 5	(総) 児童・生徒地域参加事業の推進	地区公民館の児童・生徒地域参加事業において、異年齢の交流活動や文化活動、野外活動を推進します。	中央公民館
		今後の取組	
		地域資源や地域人材を活用して新たな事業を実施します。	
1(2) 6	(総) 自然観察等事業	児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「自然教室」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。	博物館
		今後の取組	
		アンケート等を活用して参加者の意見や保護者の意見を取り入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。	
1(2) 7	プラネタリウム投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受け入れます。	博物館
		今後の取組	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については、各教員の意見を取り入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。また、乳幼児向けの観覧環境を提供します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (2) 8	芸術文化子ども体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育力ネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の実施を充実します。	

### 施策3 家庭や地域の教育力の向上

#### 施策の方向

親が子育てに不安や悩みを持つ中で、子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるように家庭教育への支援を行います。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わる等、地域の人材を活用して地域全体の子育て力の向上を図るとともに、子どもの非行防止や自立に向け支援します。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (3) 1	(困) 育児講座	子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。</li> <li>主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (3) 2	(総) 家庭教育支援の充実	中央公民館の家庭教育講演会、地区公民館の家庭教育学級において、子育て世代に交流の場を提供し、家庭教育の重要性を発信します。 中央図書館で子どもの読書活動を推進します。	中央公民館
		今後の取組	中央図書館
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代のニーズを把握して事業を実施します。</li> <li>平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）に基づいて、事業を実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 3	(総) 学習の場の充実	中央公民館の市民大学講座や市民アカデミー、地区公民館の自主事業等において、男性の子育て参加を推進します。	中央公民館
		今後の取組	
		男性の料理教室や父の日事業のほか、家族のふれあいが生まれるよう親子や夫婦を対象とした事業を実施します。	
1(3) 4	(総)(困) 子育て支援地域 派遣事業	地域の子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課
		今後の取組	健康課
		子育てサークルなどでの育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等、子育て支援に継続して取り組みます。	
1(3) 5	(総)(困) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組	
		既存福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。	
1(3) 6	保育所のボランティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、保育所での保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組	
		小・中・高校生の社会(職業)体験学習や保育実習の場の提供、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受入れをします。	
1(3) 7	(総)(困) 非行防止活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。</li> <li>愛護指導活動、相談活動を行います。</li> <li>青少年指導員による環境浄化活動を行います。</li> </ul>	青少年課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の活動を支援します。</li> <li>青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。</li> </ul>	



No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 8	(総)(母)(困) こころと命のサ ポート事業	地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。	福祉総務課
		今後の取組	
		地域で活動している団体等に、本事業について理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で、「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうよう働きかけ、命の大切さ、尊さの普及・啓発を推進します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 9	(総)(困) 子ども学習支援 委託事業	将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に学習の支援をします。	生活福祉課
		今後の取組	
		<b>【見直し】</b> 対象を生活保護世帯及び生活困窮世帯の高校生まで拡大し、学習の支援をします。	

## 基本目標 2 安心して子育てができる環境づくり

### 施策 1 様々な子育て支援サービスの提供

#### 施策の方向

地域に開かれた社会資源である幼稚園や保育所、認定こども園の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育サービスの充実を図ります。また、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、平成30年9月に厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組を進めていきます。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(子)(総)(母) (困) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
2(1) 2	(子)(総)(母) (困) ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。	
2(1) 3	(子)(総)(困) 延長保育・休日保育事業	保育所や認定こども園において、延長保育や休日保育を行います。〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、保護者の就労形態などに対応した延長保育や休日保育を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 4	(困) 私立幼稚園の預かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳から就学前子ども〕	保育課
		今後の取組  引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
2(1) 5	(子)(総)(困) 病児・病後児保育	子どもが病中、又は病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組  【見直し】 市内2か所の施設について、医療機関と利用対象者に更なる周知を図ります。また、利用者数の動向に注視しながら、事業の拡充に向けて検討します。	
2(1) 6	(子)(総)(困) 放課後児童クラブの充実・推進	放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。	青少年課
		今後の取組  県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	
2(1) 7	(総)(困) 放課後等子どもの居場所づくり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。	社会教育課
		今後の取組  放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験など様々な活動をする機会を増やします。	
2(1) 8	(困) 新・放課後子ども総合プランの推進	「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組を推進します。	青少年課  教育総務課  社会教育課
		今後の取組  【見直し】 ・ 放課後子ども教室の拡充に向けて、実施を希望する地域や学校の把握に努めるとともに、希望等に応じ相談や調整を進めます。 ・ 小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について、庁内で連携して検討します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2 (1) 9	(総) 民間保育所施設整備支援事業	保育所待機児童の解消や保育サービスの充実を図るため、民間保育所に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組	
		入所児童の安全性や生活環境の改善を図るために、民間保育所の施設整備に対して必要な助成をします。	
2 (1) 10	(総) 民間保育所保育士確保支援事業	高まる保育ニーズに対応するため、保育環境の充実に向け、民間保育所の保育士の確保や就労を支援します。	保育課
		今後の取組	
		保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にすることで、市内民間保育所での就労を促進するとともに、他の自治体による保育士確保策を注視し、魅力的で実効性のある保育士確保支援事業を実施します。	
2 (1) 11	公立保育所施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上や地域への子育て支援の充実を図るため、老朽化した公立保育所の施設整備を行います。	保育課
		今後の取組	
		公立保育所において計画的な修繕等を実施します。	
2 (1) 12	私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組	
		子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら、補助等を実施します。	
2 (1) 13	(総) 幼保一元化のモデルケース事業	認定こども園の整備及び開園後の運営に係る課題について、継続して検討します。	保育課 教育総務課
		今後の取組	
		港こども園を運営していく中で出てくる課題について検討・対処し、モデルケースとしての知見の蓄積を図ります。	
2 (1) 14	(総) 公立園の在り方の検討	公立の幼稚園及び保育所については、「平塚市幼保一元化に関する検討会」で取りまとめた在り方を踏まえ、協議を進めています。	保育課 教育総務課
		今後の取組	
		幼稚園や保育所等の利用状況を見極めながら、多様な保育ニーズに対応する公立園の在り方を検討します。	

## 施策2 親・子の交流の場づくり

### 施策の方向

身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、子育てサークル等の活動の支援、子育てサークルの輪の広がりを促進し、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりのため、地域全体のつながり、子育て力の向上を目指します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(子)(総)(母) (困) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	
2(2) 2	(子)(総)(母) (困) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。 〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	
2(2) 3	(母) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		保育所や認定こども園で概ね週1回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	
2(2) 4	(母)(困) 赤ちゃん広場事業	公立保育所及び認定こども園において、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 5	親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通しながら親子のふれあいが実感できる場を提供します。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> 子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 6	(総)ブックスタート事業	全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館 健康課 保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタッフが丁寧に事業の趣旨を伝えることで、参加者の高い満足度を維持するとともに、対象者への周知や参加しやすい機会づくり等、関係機関と連携しながら参加率向上を図ります。</li> <li>・ 公立保育所において、地域のボランティアによる読み聞かせを実施します。</li> </ul>	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 7	活動場所の確保	子育て団体の活動場所として、子どもの家や青少年会館、公民館の利用を推進します。	青少年課 中央公民館
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように、上記団体への優先的な施設予約を継続します。</li> <li>・ 仲間づくりの場、地域交流の場として公民館が活用されるように努めます。</li> </ul>	

## 施策3 情報提供・相談体制の充実

### 施策の方向

子育てに関する多様な情報を子育て家庭に適切に提供し、関係する各機関相互が情報交換を活発に行って連携を図り、DV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待・貧困など個々のケースに応じた、きめ細かな相談体制を充実させ、早期発見・早期対応ができる体制整備をします。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	情報提供の推進	子育て家庭向け、情報誌・市ウェブ等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。	保育課
		今後の取組	
		広報紙やチラシ類でのPR、ひらつかわくわくマップ（子育てマップ）を始めとした市ウェブ等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く、提供します。	こども家庭課
2(3) 2	(困) 子ども及び子育て家庭に係る総合支援	既存の社会資源を有効に活用するため、児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図ります。	こども家庭課
		今後の取組	
		【見直し】 利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。また、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い子どもに対し、関係機関と連携して支援に取り組みます。	
2(3) 3	(困) 保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談	保育所や認定こども園、幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所や認定こども園で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。</li> <li>幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談に対応します。</li> </ul>	教育指導課
2(3) 4	(総)(困) 女性のための相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	
		女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 5	(総)(困) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組	
		自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	
2(3) 6	(総)(困) 生活困窮世帯 の子ども支援 事業	高校進学や進学後の中退防止に取り組み、高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を継続します。	
2(3) 7	(困) 民生委員運営事 業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員児童委員を積極的に支援します。	福祉総務課
		今後の取組	
		定例の地区会長会議や全体研修、分野別研修などを通じ、民生委員児童委員の情報共有や資質向上を支援します。	
2(3) 8	(総)(困) 民間団体との 連携	子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供など連携を図っていきます。	こども 家庭課
		今後の取組	
		【見直し】 子ども食堂や学習支援団体等との情報共有を進め、連携を図ります。	
2(3) 9	(母)(困) 児童虐待防止等 ネットワークの 充実	<1(1)3事業の再掲> 児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしています。必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	



## 施策4 仕事と子育ての両立ができる職場環境への改善

### 施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	(総) 労働セミナー事業	労働諸問題に対する理解と教養を深めるため、勤労者、事業主、一般市民を対象に労働セミナーを開催し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上を目指します。	産業振興課
		今後の取組	
		神奈川県かながわ労働センター湘南支所との共催により、事業主及び勤労者等を対象として、社会情勢を考慮したテーマで労働講座を開催します。	
2(4) 2	就労支援制度の普及・啓発	勤労ひらつか(毎月1回、市内の労働組合や企業、市の施設に配付)で支援制度の普及・啓発に努めるとともに、厚生労働省や都道府県労働局から送付されるリーフレットや冊子等により啓発に努めます。	産業振興課
		今後の取組	
		ワーク・ライフ・バランス及び男女雇用機会均等に関する情報を広く発信します。また、国・県の関係機関等から送付されたリーフレットや冊子等を掲示・配架し、啓発を図ります。	
2(4) 3	(総) 事業所の実践する働き方改革への支援	市内事業所へのイクボス宣言企業登録制度の普及を進め、従業員のだれもが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを後押しします。 ※ひらつか男女共同参画プラン2017の終期令和5年度までの事業計画とします。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	
		平塚市イクボス宣言登録企業を増やすため、事業所に向けた講演会等を開催します。 登録した企業をホームページなどでPRします。	

## 施策5 母子・父子家庭の自立支援

### 施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをします。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	(困) 母子・父子相談の 充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
2(5) 2	(困) 母子・父子自立 支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が自立するために、教育訓練講座や高等職業訓練促進への助成など自立支援給付事業を実施します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭への支援対策として、引き続き自立支援給付事業を実施します。	

## 施策6 経済的支援の充実

### 施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対しそれぞれの事情に応じた経済的支援を推進します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 1	(総)(困) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組	
		中学校卒業までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 2	(困) ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
2(6) 3	(困) 保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組	
		「幼児教育・保育の無償化」を踏まえながら、低所得世帯や多子世帯に対する保育所保育料の軽減に取り組みます。	
2(6) 4	(子)(困) 幼稚園の実費徴 収に係る補足給 付事業	低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者(子どもが従来制度の幼稚園を利用)に対する副食材料費に要する費用の一部を補助します。	保育課
		今後の取組	
		対象者へ副食材料費に要する費用の一部を補助します。	
2(6) 5	(総)(困) 児童生徒就学援 助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
2(6) 6	(総)(困) 特別支援教育就 学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
2(6) 7	(総)(困) 高等学校等修学 支援事業	高等学校等における修学支援を行うため、修学支援金を支給します。	学務課
		今後の取組	
		【見直し】 引き続き、勉学に意欲的で修学することに経済的な支援が必要な者に対し、支援金を支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 8	(総)(困) 生業扶助・教育 扶助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等 就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 9	(困) 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福 祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡などにより、 父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を 支給します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基 づき適正に児童扶養手当を支給します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 10	(困) 特別児童扶養 手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障がい等(内 部障がいを含む)で、政令に定める程度以上の障がいにある 20歳未満の児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身 体に障がいを有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪 失届等の受付事務を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 11	(困) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から15歳 到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給しま す。	こども 家庭課
		今後の取組	
		児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき 適正に児童手当を支給します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 12	(困) 養育医療費給 付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療 の必要を認めたとときの医療費を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子保健法に基づき、未熟児の医療費(保険診療分の自己負担 額)を適正に助成します。	

## 基本目標3 子どもに寄り添った教育環境づくり

### 施策1 学校（園）教育の充実

#### 施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うためにさらなる連携強化を図るとともに、地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。	教育指導課
		今後の取組	
		幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	
3(1) 2	(総) 幼・保・小・中 連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。	教育指導課 教育研究所
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。</li> <li>幼・保・小・中の連携を推進するために夏季研究教室の講座として、「幼保小中連携教育講演会」を開催します。</li> </ul>	
3(1) 3	幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。	教育指導課
		今後の取組	
		各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	
3(1) 4	(総) 生きる力を育む 学校づくり推進 事業	幼児・児童・生徒の生きる力を育む学校づくりを推進するため、各学校（園）において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室、食に関する指導等を実施します。	教育指導課 学校給食課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの「生きる力」を育むために、学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。</li> <li>小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 5	(総) 外国人英語指導者 の学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者が幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組	
		【見直し】 子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者とコミュニケーションをとる機会の充実を図ります。	
3(1) 6	人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組	
		人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	
3(1) 7	(総) 日本語指導協力 者派遣事業	日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校における日本語指導、母国語指導、生活適応指導等を支援するため要請に応じて、日本語指導協力者を小・中学校に派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
		学校の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
3(1) 8	サポートチームシ ステム推進事業	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導、支援を行います。	教育指導課
		今後の取組	
		【見直し】令和4年度より休止 市サポート連絡会を開催するとともに、中学校区サポート委員会を各中学校区で実施します。また、個別サポートチームを必要に応じて編成し、児童・生徒への効果的な指導、支援を行います。	
3(1) 9	中学校部活動指 導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 10	(総) 学校支援ボランティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域の方々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 11	教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当するほか、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。</li> <li>学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。</li> </ul>	
No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 12	研修・研究推進事業	特別な配慮を要する児童・生徒を支援するため、必要に応じて小・中学校に相談支援チームを派遣して校内支援体制の整備を推進するとともに、各種研究会・研修会を実施します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		<p>【見直し】</p> インクルーシブ教育の推進を図るとともに、校内支援体制の充実を図るために、内容を精査した研修会・研究会等の開催に努めます。	
No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 13	(総)(困) 放課後自主学習教室事業	児童の学習意欲の向上及び家庭学習の習慣化を目指して、放課後に小学校4～6年生を対象に学習支援をします。	教育指導課
		今後の取組	
		<p>【見直し】</p> 実施校における学習支援の充実を図ります。	

## 施策2 相談活動の推進

### 施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。

また、いじめなどの問題の早期発見・早期対応が図れるよう体制づくりを進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総) 教育相談事業	児童・生徒及びその保護者に対し、各専門機関と連携しながら教育相談を行います。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		【見直し】 児童・生徒及びその保護者の相談に対して、各専門機関と連携しながら適切に対応していくとともに、専門的な知識と技能を有する相談員を配置していくよう努めます。また、医療機関を含む相談支援チーム委員を学校に派遣し、具体的な支援方法の検討を行います。	
3(2) 2	(総)(母)(困) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な課題を解決するために、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		スクールカウンセラーを増員し、全小・中学校に派遣します。その後は勤務日の増加を目指します。	
3(2) 3	(総)(困) スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		【見直し】 スクールソーシャルワーカーを各小・中学校の要請に応じて派遣し、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図ります。	



## 基本目標 4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

### 施策 1 道路交通安全の向上

#### 施策の方向

子どもの大切な命を守るため、交通安全意識の向上を図る教育を推進します。  
また、道路管理者や警察などの関係機関と連携し、道路交通安全の向上を推進します。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総) 交通安全啓発推 進事業	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
4(1) 2	(総) 歩道設置事業	交通量の多い道路や通学路において、歩行者と車両を分離し、歩行者等の通行空間を整備することにより、道路利用者の安全確保に取り組みます。	道路整備課
		今後の取組	
		幹線道路や通学路などに歩行者等の安全を確保するため、計画的に歩道整備を行います。	
4(1) 3	通学路合同点検 事業	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	教育指導課
		今後の取組	
		【見直し】 4(2)3「通学路安全対策事業」に統合 合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	

## 施策 2 防犯の強化

### 施策の方向

犯罪から子どもを守るため、防犯街路灯などのインフラ整備を進めるとともに、地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、住民同士の連帯感を高め、地域の見守りの力で犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(総) 地域安全運動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。</li> <li>地域の防犯活動を支援します。</li> </ul>	危機管理課
		今後の取組	
		警察や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
4(2) 2	(総) 地域安全施設整備 事業	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯街路灯の維持管理を行うとともに、基準に基づき設置します。	危機管理課
		今後の取組	
		自治会等の要望を確認し、事業を実施します。	
4(2) 3	(総) 通学路安全対策事 業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、見守り活動の推進や通学路の環境を整備します。	教育指導課
		今後の取組	
		<b>【見直し】</b> 児童生徒の通学時の安全を確保するため、地域、学校との連携により安全で安心して通学できる環境づくりを進めている団体を支援するとともに、関係機関と連携し合同点検を実施するなど通学路の道路環境を整えていきます。	
4(2) 4	(総) 子どもの安全対 策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「こどもサポート看板」の設置・管理や防犯パトロールの活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「こどもサポート看板」の設置に努めるとともに、引き続き防犯パトロールを行い、地域全体で子どもたちを見守る活動を行います。	

## 施策3 遊びの場づくり

### 施策の方向

子どもがのびのびと育つことができるように、また、子育て中の親や地域住民等が交流し、憩うことができるように、地域の特性を生かしながら設備等の安全を確保した子どもの遊び場を整備します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園 ・水辺課  総合公園課  青少年課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。</li> <li>・ 安全に遊ぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。</li> </ul>	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 2	(総) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、遊び場の確保を図ります。	みどり公園 ・水辺課
		今後の取組	
		子どもの発育段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。	

## 施策4 まちのバリアフリー化

### 施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	歩道のバリアフリー化事業	歩行者の安全性の向上や、妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代にも優しいまちづくりを進めるため、歩道の段差改修等を行い、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路整備課
		今後の取組	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路における歩道の巻込み部の段差改修等を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総) 公共交通のバリアフリー化事業	妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代を含めた全ての市民の公共交通による移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内の交通事業者に対して、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組	
		【見直し】 令和4年6月の平塚市バリアフリー推進協議会で令和7年度までの新たな目標値を設定した事業計画が承認されました。ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入目標達成に向けて、国等と連携を図りながら、交通事業者による導入を支援します。	

## 施策5 有害環境の改善

### 施策の方向

地域住民、関係団体等の協力のもと、子どもの健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 1	環境実態調査	県が主催する青少年を取り巻く環境実態調査に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組	
		現状どおりの調査を継続して行っていく予定です。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 2	(総) 違反屋外広告物 除去事業	道路上等における違反屋外広告物（風俗広告物含む）の掲示により、青少年の育成に悪影響を与える恐れも考えられるため、この課題を未然に防止する観点からも実施します。	まちづくり 政策課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。</li> <li>・ 職員による巡回、地域のボランティアの協力等により除却活動を継続します。</li> </ul>	

## 基本目標 5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

基本目標5「子どもと親の健康づくり」は、「平塚市母子保健計画」として位置づけ、国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、3つの基盤課題と2つの重点課題を柱として実施します。

### 施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題 A

#### 施策の方向

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診等の充実を図るとともに、各種事業間や関係機関との有機的な連携の強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

#### 事業

##### ① 妊産婦の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 1	(子)(総) 妊婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。	健康課
		今後の取組	
		定期的に受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	
5(1)① 2	(子)(総)(困) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。	健康課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。</li> <li>妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。</li> <li>ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。</li> </ul>	
5(1)① 3	(総) 妊産婦への教育の充実	健やかな妊娠・出産・産後のため、妊産婦への教育を行います。	健康課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>合併症予防、流産、低出生体重児、産後うつなどの予防や早期発見の教育を行います。</li> <li>将来の生活習慣病の発症予防のための教育を行います。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 4	(総) 産後デイサービス「産後ルームママはぐ」	母子の孤立を予防し、心身の回復を図り、健やかな育児ができるように支援します。	健康課
		今後の取組	
		【見直し】 ・母子の孤立を予防するため、母たちの交流を図ります。 ・産後の身体的回復と心理的な安定を促進し、母自身がセルフケア能力をはぐくみ、健やかな育児ができるように支援します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 5	(総) 産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対し、市が委託したヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康課
		今後の取組	
		【見直し】 事業者と連携し、妊産婦の家事や育児の負担軽減が図れるように、引き続き事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 6	(総) 産後メンタルヘルス相談	妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止及び虐待防止のため、個別相談を実施します。	健康課
		今後の取組	
		妊産婦のメンタルヘルス不調を早期に把握し、専門職による相談を行うことで、不安定さを抱える母親やその家族を支援します。	

## ② 乳幼児の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 1	(総) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		今後の取組	
		・ 健診内容の充実を図り、健康診査受診率の向上に努めます。 ・ 未受診者への受診勧奨を行い、適切にフォローします。 ・ 関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を継続して取り組みます。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 2	(総)(困) 乳幼児期の相談の充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組	
		【見直し】 乳幼児期の相談（電話・訪問・来所等）を継続します。保護者の育児不安等の軽減と、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 3	(子)(総)(困) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨と検査後の不安軽減のために相談先を紹介します。	健康課
		今後の取組	
		こんにちは赤ちゃん訪問の実施率の向上を目指します。 (参考値：平成30年度実績96.1%)	
5(1)② 4	(総) 学習の場の提供	7か月児相談、幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		今後の取組	
		7か月児相談、幼児健診や幼稚園・保育所・認定こども園への巡回教室等で生活習慣(生活リズム、外遊び、食事、睡眠、歯の健康等)に関する情報について、学習の機会を提供します。	
5(1)② 5	感染症対策の推進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		今後の取組	
		【見直し】 次世代の健康を守る目的で実施している風疹ワクチン及び平成28年度に開始したB型肝炎ワクチン、令和2年度に開始したロタワクチンの普及・啓発に努めます。	
5(1)② 6	5歳児健康診査	発達に課題を持つ子どもたちが支援を受けずに就学・就職して、困難な状況に陥りがちなことから、5歳児を対象に、スクリーニング調査により健康診査を実施し、要支援という結果が出た子どもに対し、必要な支援を行います。	こども 家庭課
		今後の取組	
		保育所や教育機関と連携しながら、必要な支援を継続します。	
5(1)② 7	保育所における 食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組	
		クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用しての食品構成遊び等を実施します。	



## 施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

### 施策の方向

児童・生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康に関する教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

### 事業

#### ① 学童期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 1	生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>体格の実態を把握します。</li> <li>生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。</li> </ul> ①小学校4～6年生の体格調査と健康に関する教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施	学務課 健康課
		今後の取組	
		引き続き、体格の実態の把握、生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及を実施します。	
5(2)① 2	健康に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防に関する実態の把握をします。</li> <li>生活習慣病予防に関する教育を実施します。</li> </ul> ①朝食の摂取、②睡眠、③運動・スポーツ	教育指導課
		今後の取組	
		生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進します。	
5(2)① 3	(困) 学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患（尿）検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、学校歯科巡回指導を実施します。</li> <li>各学校（園）健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科）を実施します。</li> </ul>	学務課
		今後の取組	
		引き続き、各種健康診断等を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 4	(総)(困) スクールカウンセラー派遣事業	<3(2)2事業の再掲> 児童・生徒の様々な課題を解決するために、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		スクールカウンセラーを増員し、全小・中学校に派遣します。 その後は勤務日の増加を目指します。	

## ② 思春期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 1	思春期の教育の 充実	母性・父性を養い、将来に向けた健全な身体づくりに関する教育を実施します。	健康課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来に向けた身体づくりや性に関する知識について、学校等に出向き普及に努めます。</li> <li>・ 思春期対策連絡会の実施等で引き続き関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 2	(総)(困) こころと命のサポート事業	<1(3)8事業の再掲> 地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。	福祉総務課
		今後の取組	
		地域で活動している団体等に、本事業について理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で、「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうよう働きかけ、命の大切さ、尊さの普及・啓発を推進します。	

## 施策3 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

### 施策の方向

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 1	(子)(総)(困) 一時預かり事業	<2(1)1事業の再掲> 保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
5(3) 2	(子)(総)(困) ファミリー・サポート事業	<2(1)2事業の再掲> 子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。	
5(3) 3	(子)(総)(困) 子育て支援センター事業	<2(2)1事業の再掲> 子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	
5(3) 4	(子)(総)(困) つどいの広場事業	<2(2)2事業の再掲> 主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。 〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 5	開放保育事業	<p>&lt; 2 ( 2 ) 3 事業の再掲 &gt;            地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。            [対象：就学前子ども及び保護者]</p>	保育課
		<p>今後の取組</p>	
		<p>保育所や認定こども園で概ね週 1 回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。</p>	
No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 6	( 困 ) 赤ちゃん広場事業	<p>&lt; 2 ( 2 ) 4 事業の再掲 &gt;            公立保育所及び認定こども園において、1 歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。</p>	保育課
		<p>今後の取組</p>	
		<p>事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。</p>	

## 施策4 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

### 施策の方向

育てにくさを感じる親に対して、育児に余裕と自信を持てるように適切な情報提供と相談の場を提供するなど、親に寄り添った支援体制の構築を目指します。

### 事業

#### ① 親への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 1	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援します。	健康課
		<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診票から実態を把握します。</li> <li>・ 子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。</li> <li>・ 幼児健診事後フォロー教室を継続して取り組みます。</li> </ul>	
5(4)① 2	子育て講座	子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善します。	こども家庭課
		<p>今後の取組</p> <p>子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していく講座を開催します。</p>	
5(4)① 3	ペアレントトレーニング	発達に障がいを持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、主に発達障がいのある子の保護者を対象に、8回コースの講座を実施します。また、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施します。	こども家庭課
		<p>今後の取組</p> <p>より多くの方が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場の保護者から悩み等を共感的に聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取り組みます。</p>	

## ② 子どもへの支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 1	(困) こども発達支援 室の療育相談	子どもの発達に関する相談を電話や面接により対応します。また、心理士、言語聴覚士、作業療法士、小児精神科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。	こども 家庭課
		今後の取組	
		相談事業を継続します。また、はぐくみサポートファイルなどのツールを活用し、就学に向けての切れ目のない支援に取り組みます。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 2	発達支援コー ディネーターの育 成・配置	公立保育所及び認定こども園に、専門的知識を持った「発達支援コーディネーター」を育成・配置し、障がい児や配慮が必要な子ども及び保護者に対するきめ細やかな支援を行います。	保育課  こども 家庭課
		今後の取組	
		研修を継続して行い、発達支援コーディネーターを育成し、公立保育所及び認定こども園に配置します。	

## ③ 障がい児への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 1	(総) 地域療育システ ム事業	障がい児や発達に課題のある子どもを支援し、身近な地域で安心して生活できるように医療・保健・教育・地域・福祉等各機関との連携を図ります。	こども 家庭課
		今後の取組	
		関係機関との連携を継続・強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 2	福祉サービス費 の支給	障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。	こども 家庭課
		今後の取組	
		サービスについての情報提供をし、引き続き適切に支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 3	障がい児保育	保育が必要で集団保育が可能な障がい児を受け入れて保育を行います。また集団保育による療育が必要な子どもを対象に、健常児との関わりの中で発達促進を図るため、統合保育を行うとともに、療育相談等で、フォローを必要とする子どもを対象に、健常児との集団生活を体験できる場を提供します。 〔対象：就学前子ども〕	保育課  こども 家庭課  学務課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを持つ乳幼児を受け入れ、保育を実施します。</li> <li>障がいのあるなしに関わらず、全ての園児が幼稚園、保育所及び認定こども園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。</li> <li>保育士が障がい児保育講習会や研修会へ積極的に参加し、必要な知識の習得に努め、受入体制の強化を図ります。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 4	(総) 就学相談・指導 事業	特別な教育的配慮が必要と思われる幼児・児童・生徒に適切な就学ができるように相談や指導を行います。	子ども教育 相談センター
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> 平塚市教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた適正な就学相談・指導を行うとともに、その後の継続的な支援の在り方について検討します。	

## 施策5 児童虐待の防止対策 重点課題②

### 施策の方向

児童虐待の予防・早期発見のために、ハイリスク妊産婦とその家族が適切なサポートを受けられるように、妊娠初期から育児期を通して、各機関における専門的対応と支援体制の構築を目指します。

### 事業

#### ① 早期発見・早期対応

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)① 1	(困) ハイリスク者へ の支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携します。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ひらつかネウボラールームはぐくみ」において、妊娠期からハイリスク者への対応を行います。</li> <li>・ 家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。</li> </ul>	

#### ② 関係機関との連携

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)② 1	(困) 児童虐待防止等 ネットワークの 充実	<p>&lt;1(1)3事業の再掲&gt;</p> 児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども 家庭課
		<p style="text-align: center;">今後の取組</p> 平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	

## 基本目標 6

## 将来を子ども自らが選択できる環境づくり (平塚市子どもの貧困対策計画)

基本目標6「将来を子ども自らが選択できる環境づくり」は、「平塚市子どもの貧困対策計画」として位置づけ、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、4つの施策を柱として実施します。

### 施策 1 教育の支援

#### 施策の方向

教育の機会均等が図られるように、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な取組を進めます。

#### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
6(1) 1	(総) 子ども学習支援 委託事業	< 1 (3) 9事業の再掲 > 将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に学習の支援をします。	生活福祉課
		今後の取組	
		【見直し】 対象を生活保護世帯及び生活困窮世帯の高校生まで拡大し、学習の支援をします。	
6(1) 2	(総) 放課後等子どもの 居場所づくり 推進事業	< 2 (1) 7事業の再掲 > 放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。	社会教育課
		今後の取組	
		放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験など様々な活動をする機会を増やします。	



No	事業名	事業の概要	担当課
6(1) 3	新・放課後子ども総合プランの推進	<2(1)8事業の再掲> 「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組を推進します。	青少年課 教育総務課 社会教育課
		今後の取組	
		【見直し】 ・ 放課後子ども教室の拡充に向けて、実施を希望する地域や学校の把握に努めるとともに、希望等に応じ相談や調整を進めます。 ・ 小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について、庁内で連携して検討します。	
6(1) 4	(総)生活困窮世帯の子ども支援事業	<2(3)6事業の再掲> 高校進学や進学後の中退防止に取り組み、高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を継続します。	
6(1) 5	(総)民間団体との連携	<2(3)8事業の再掲> 子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供など連携を図っていきます。	こども家庭課
		今後の取組	
		【見直し】 子ども食堂や学習支援団体等との情報共有を進め、連携を図ります。	
6(1) 6	母子・父子相談の充実	<2(5)1事業の再掲> 母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
6(1) 7	(総)児童生徒就学援助事業	<2(6)5事業の再掲> 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(1) 8	(総) 特別支援教育就 学奨励援助事業	<2(6)6事業の再掲> 特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
6(1) 9	(総) 高等学校等修学 支援事業	<2(6)7事業の再掲> 高等学校等における修学支援を行うため、修学支援金を支給します。	学務課
		今後の取組	
		<b>【見直し】</b> 引き続き、勉学に意欲的で修学することに経済的な支援が必要な者に対し、支援金を支給します。	
6(1) 10	(総) 生業扶助・教育 扶助	<2(6)8事業の再掲> 対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	
6(1) 11	(総) 放課後自主学習 教室事業	<3(1)13事業の再掲> 児童の学習意欲の向上及び家庭学習の習慣化を目指して、放課後に小学校4～6年生を対象に学習支援をします。	教育指導課
		今後の取組	
		<b>【見直し】</b> 実施校における学習支援の充実を図ります。	
6(1) 12	(総)(母) スクールカウンセ ラー派遣事業	<3(2)2事業の再掲> 児童・生徒の様々な課題を解決するために、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		スクールカウンセラーを増員し、全小・中学校に派遣します。その後は勤務日の増加を目指します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(1) 13	(総) スクールソーシャルワーカー派遣事業	< 3 (2) 3事業の再掲 > 社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組	
		【見直し】 スクールソーシャルワーカーを各小・中学校の要請に応じて派遣し、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図ります。	

## 施策2 生活の支援

### 施策の方向

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定のために必要な取組を進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 1	(総) 子どものための 相談機能の充実	< 1 (1) 1事業の再掲 > 子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
		子ども自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 2	保護を必要とする子どもへの対策	< 1 (1) 2事業の再掲 > <ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合相談担当と児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>里親制度の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	こども 家庭課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。</li> <li>すべての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。</li> <li>里親制度紹介講座及び里親相談(児童相談所主催)を実施し、制度の啓発・普及に努めます。</li> </ul>	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 3	(母) 児童虐待防止等ネットワークの充実	<1(1)3事業の再掲> 児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしています。必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	
6(2) 4	(子) 養育支援訪問事業	<1(1)4事業の再掲> 保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、継続して取り組みます。	
6(2) 5	育児講座	<1(3)1事業の再掲> 子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。</li> <li>主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。</li> </ul>	
6(2) 6	(総) 子育て支援地域派遣事業	<1(3)4事業の再掲> 地域の子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課
		今後の取組	健康課
		子育てサークルなどでの育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等、子育て支援に継続して取り組みます。	
6(2) 7	(総) 地域福祉推進事業	<1(3)5事業の再掲> 地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組	
		既存福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 8	(総) 非行防止活動の 推進	<p>&lt; 1 (3) 7事業の再掲 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。</li> <li>愛護指導活動、相談活動を行います。</li> <li>青少年指導員による環境浄化活動を行います。</li> </ul> <p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の活動を支援します。</li> <li>青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。</li> </ul>	青少年課
6(2) 9	(総)(母) こころと命のサ ポート事業	<p>&lt; 1 (3) 8事業の再掲 &gt;</p> <p>地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。</p> <p>今後の取組</p> <p>地域で活動している団体等に、本事業について理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で、「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうよう働きかけ、命の大切さ、尊さの普及・啓発を推進します。</p>	福祉総務課
6(2) 10	(子)(総)(母) 一時預かり事業	<p>&lt; 2 (1) 1事業の再掲 &gt;</p> <p>保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕</p> <p>今後の取組</p> <p>民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。</p>	保育課
6(2) 11	(子)(総)(母) ファミリー・サ ポート事業	<p>&lt; 2 (1) 2事業の再掲 &gt;</p> <p>子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕</p> <p>今後の取組</p> <p>支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。</p>	保育課
6(2) 12	(子)(総) 延長保育・休日保 育事業	<p>&lt; 2 (1) 3事業の再掲 &gt;</p> <p>保育所や認定こども園において、延長保育や休日保育を行います。〔対象：就学前子ども〕</p> <p>今後の取組</p> <p>引き続き、保護者の就労形態などに対応した延長保育や休日保育を実施します。</p>	保育課

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 13	私立幼稚園の預かり保育の推進	<2(1)4事業の再掲> 県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳から就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
6(2) 14	(子)(総) 病児・病後児保育	<2(1)5事業の再掲> 子どもが病中、又は病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組	
		【見直し】 市内2か所の施設について、医療機関と利用対象者に更なる周知を図ります。また、利用者数の動向に注視しながら、事業の拡充に向けて検討します。	
6(2) 15	(子)(総) 放課後児童クラブの充実・推進	<2(1)6事業の再掲> 放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。	青少年課
		今後の取組	
		県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	
6(2) 16	(子)(総)(母) 子育て支援センター事業	<2(2)1事業の再掲> 子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	
6(2) 17	(子)(総)(母) つどいの広場事業	<2(2)2事業の再掲> 主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。 〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 18	(母) 赤ちゃん広場事業	<2(2)4事業の再掲> 公立保育所及び認定こども園において、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。	
6(2) 19	子ども及び子育て家庭に係る総合支援	<2(3)2事業の再掲> 既存の社会資源を有効に活用するため、児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図ります。	こども家庭課
		今後の取組	
		【見直し】 利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。また、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い子どもに対し、関係機関と連携して支援に取り組みます。	
6(2) 20	保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談	<2(3)3事業の再掲> 保育所や認定こども園、幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課 教育指導課
		今後の取組	
		・ 保育所や認定こども園で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。 ・ 幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談に対応します。	
6(2) 21	(総) 女性のための相談事業	<2(3)4事業の再掲> 女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	
		女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 22	(総) 生活困窮者自立 支援事業	<2(3)5事業の再掲> 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組	
		自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	
6(2) 23	民生委員運営事業	<2(3)7事業の再掲> 地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員児童委員を積極的に支援します。	福祉総務課
		今後の取組	
		定例の地区会長会議や全体研修、分野別研修などを通じ、民生委員児童委員の情報共有や資質向上を支援します。	
6(2) 24	(総) 民間団体との 連携	<2(3)8事業の再掲> 子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供など連携を図っていきます。	こども 家庭課
		今後の取組	
		【見直し】 子ども食堂や学習支援団体等との情報共有を進め、連携を図ります。	
6(2) 25	母子・父子相談 の充実	<2(5)1事業の再掲> 母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
6(2) 26	(総) 小児医療費の助 成	<2(6)1事業の再掲> 小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組	
		中学校卒業までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	



No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 27	ひとり親家庭等 医療費助成事業	<2(6)2事業の再掲> ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
6(2) 28	保育所保育料 の軽減	<2(6)3事業の再掲> 子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組	
		「幼児教育・保育の無償化」を踏まえながら、低所得世帯や多子世帯に対する保育所保育料の軽減に取り組みます。	
6(2) 29	(子) 幼稚園の実費徴 収に係る補足給 付事業	<2(6)4事業の再掲> 低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者(子どもが従来制度の幼稚園を利用)に対する副食材料費に要する費用の一部を補助します。	保育課
		今後の取組	
		対象者へ副食材料費に要する費用の一部を補助します。	
6(2) 30	(子)(総)(母) 妊産婦の相談 の充実	<5(1)①2事業の再掲> 妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。	健康課
		今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。</li> <li>妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。</li> <li>ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。</li> </ul>	
6(2) 31	(総)(母) 乳幼児期の相 談の充実	<5(1)②2事業の再掲> 未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組	
		<p>【見直し】</p> 乳幼児期の相談(電話・訪問・来所等)を継続します。保護者の育児不安等の軽減と、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(2) 32	(子)(総)(母) 訪問事業	<5(1)②3事業の再掲> 乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨と検査後の不安軽減のために相談先を紹介します。	健康課
		今後の取組	
		こんにちは赤ちゃん訪問の実施率の向上を目指します。 (参考値：平成30年度実績96.1%)	
6(2) 33	(母) 学校保健の充実	<5(2)①3事業の再掲> ・心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、学校歯科巡回指導を実施します。 ・各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、各種健康診断等を実施します。	
6(2) 34	(母) こども発達支援室の療育相談	<5(4)②1事業の再掲> 子どもの発達に関する相談を電話や面接により対応します。また、心理士、言語聴覚士、作業療法士、小児精神科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。	こども家庭課
		今後の取組	
		相談事業を継続します。また、はぐくみサポートファイルなどのツールを活用し、就学に向けての切れ目のない支援に取り組みます。	
6(2) 35	(母) ハイリスク者への支援の充実	<5(5)①1事業の再掲> 児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携します。	健康課
		今後の取組	
		・「ひらつかネウボラールームはぐくみ」において、妊娠期からハイリスク者への対応を行います。 ・家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。	

## 施策3 保護者に対する就労の支援

### 施策の方向

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん等、保護者への就労支援のために必要な取組を進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
6(3) 1	(総) 就労支援事業	就職希望者に対する企業合同面接開催や就労に向けたセミナー等の開催により、市民の就職へ向けた活動を支援します。	産業振興課
		今後の取組	
		幅広い年齢層を対象とした就労相談会を開催するとともに、若者サポートステーションと連携を図り、若者向けの就労相談会を実施します。	
6(3) 2	母子・父子相談の 充実	<2(5) 1事業の再掲> 母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
6(3) 3	母子・父子自立 支援事業	<2(5) 2事業の再掲> 母子家庭の母又は父子家庭の父が自立するために、教育訓練講座や高等職業訓練促進への助成など自立支援給付事業を実施します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭への支援対策として、引き続き自立支援給付事業を実施します。	

## 施策4 経済的支援

### 施策の方向

各種の手当等の支給、貸付金の貸付け、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な取組を進めます。

### 事業

No	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 1	母子・父子相談の充実	< 2 (5) 1事業の再掲 > 母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
6(4) 2	(総) 小児医療費の助成	< 2 (6) 1事業の再掲 > 小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども家庭課
		今後の取組	
		中学校卒業までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	
6(4) 3	ひとり親家庭等医療費助成事業	< 2 (6) 2事業の再掲 > ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
0	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 4	(総) 生業扶助・教育扶助	< 2 (6) 8事業の再掲 > 対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 5	児童扶養手当	<2(6)9事業の再掲> ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基づき適正に児童扶養手当を支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 6	特別児童扶養手当	<2(6)10事業の再掲> 児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障がい等（内部障がいを含む）で、政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいを有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪失届等の受付事務を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 7	児童手当	<2(6)11事業の再掲> 次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき適正に児童手当を支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
6(4) 8	養育医療費給付	<2(6)12事業の再掲> 子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたときの医療費を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組	
		母子保健法に基づき、未熟児の医療費（保険診療分の自己負担額）を適正に助成します。	

## 各種事業の連携（妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目のない支援）

項目	時期	就学前子ども		子ども			18歳	19歳
		妊娠・出産・産後	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生		
妊産婦・乳幼児の身体づくり		子育て世代包括支援センター（ひらつかネウボラールーム はぐくみ） ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・相談対応・情報提供・教育 ・養育支援訪問 ・産前・産後ヘルパー派遣 ・産後デイサービス（産後ルームママはぐ） ・産後メンタルヘルス相談 ・ハイリスク者への支援 ・乳幼児健康診査 ・乳幼児相談 ・乳児家庭全戸訪問 ・感染症対策の推進 ・幼児健診事後フォロー教室						
児童虐待防止		保護を必要とする子どもへの対策（こども家庭課） ハイリスク者への支援（ひらつかネウボラールーム はぐくみ）						
子育て家庭への支援 親への支援		子ども及び子育て家庭に係る総合支援（こども家庭課） 子育て講座 ペアレントトレーニング						
子どもへの支援		療育相談（こども発達支援室 くれよん） ・5歳児健康診査						
障がい児への支援		地域療育システム 福祉サービス費の支給 障がい児保育 就学相談・指導（子ども教育相談センター）						
乳児期・幼児期 教育・保育		幼稚園 幼稚園の預かり保育 保育所 認定こども園 地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内） 企業主導型保育施設 こころと命のサポート事業						
子育て支援事業		一時預かり保育 延長保育・休日保育 病児・病後児保育（小学校3年生まで） つどいの広場 子育て支援センター ファミリー・サポート事業						

項目	時期	妊娠・出産・産後	就学前子ども		子ども			18歳 19歳
			乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	
学童期・思春期 学校 保健対策  相談活動  放課後活動  子育て支援事業					小学校	中学校	高等学校	
					学校保健の充実			
					生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及			
					健康に関する教育の実施			
						思春期教育の充実		
					こころと命のサポート事業			
					教育相談(子ども教育相談センター)			
					スクールカウンセラー派遣			
					スクールソーシャルワーカー派遣			
					青少年相談(青少年相談室)			
					放課後児童クラブ			
					放課後等子どもの居場所づくり			
			病児・病後児保育(小学校3年生まで)					
			ファミリー・サポート事業					
母子・父子家庭の支援			相談、自立支援事業(こども家庭課)					
経済的支援			小児医療費助成					
			ひとり親家庭等医療費助成					
			児童手当					
			児童扶養手当					
			特別児童扶養手当					
			・養育医療費給付					
				児童生徒就学援助				
			特別支援教育就学奨励援助					
			生業扶助・教育扶助					
仕事と子育ての両立			労働セミナー、就労支援制度の普及・啓発 (対象:勤労者、事業主、市民)					
			事業所の実践する働き方改革への支援 (対象:事業所)					
安心・安全なまちづくり			交通安全啓発					
			通学路合同点検・安全対策					
			環境実態調査、違反屋外広告物除去					
			地域安全運動、地域安全施設整備(防犯街路灯)					
			公園整備・安全対策					
		歩道設置・バリアフリー化						
		公共交通のバリアフリー化						
各種相談			人権相談(人権・男女共同参画課)					
			女性のための相談窓口(人権・男女共同参画課)					
			保健福祉総合相談窓口(福祉総務課)					
			民生委員児童委員の相談(福祉総務課)					

## 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

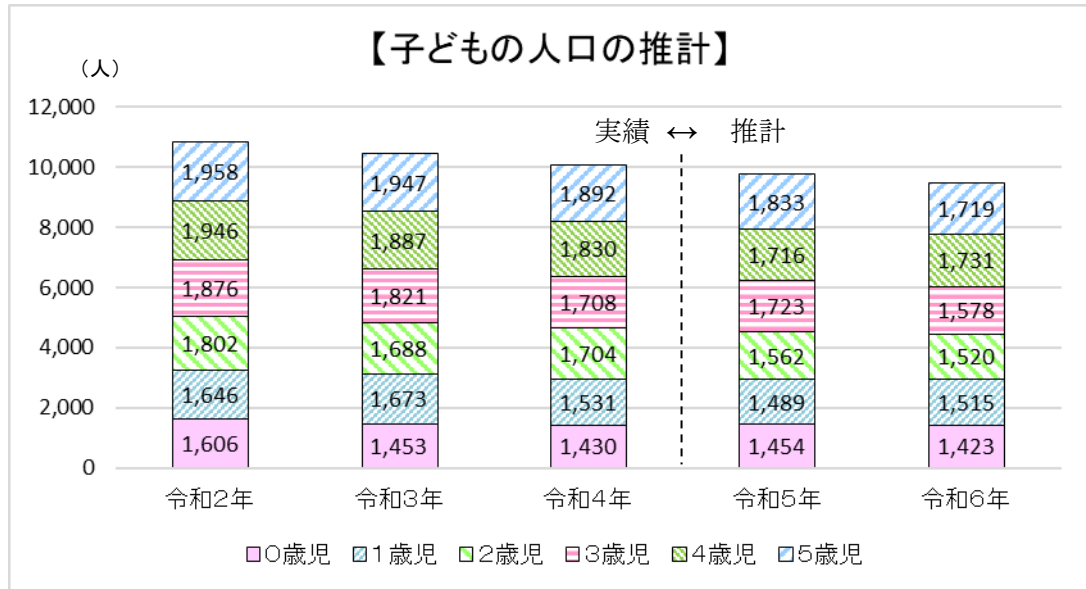
本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、中間年の見直しでは、令和2・3・4年度の実績や再推計した子どもの人口等から、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めました。



### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 量の見込み並びに提供体制の確保の内容の中間年の見直し・・・

内閣府から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」では、教育・保育の「量の見込み」の見直しの要否について、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの令和3年4月1日時点の人数の実績値と、市町村計画における量の見込み（必要利用定員総数）を比較し10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要としています。また、10%以上の乖離がない場合についても、将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたいとしています。

#### 【 本市の状況 】

令和3年4月1日時点

	1号認定 (3歳以上教育希望)	2号認定 (3歳以上保育必要)	3号認定 (1・2歳保育必要)	3号認定 (0歳保育必要)
割合	93.7%	105.8%	105.2%	95.4%
実績値	2,848人	2,575人	1,573人	251人
量の見込み	3,038人	2,433人	1,495人	263人

本市は、1号認定、2号認定、3号認定の全ての認定区分において、10%以上の乖離はありませんでした。しかし、実績を基に将来を予測すると、認定区分によっては乖離が大きくなることを見込まれるため、量の見込みを改めて算出するとともに提供体制の確保を図るため、令和5・6年度について見直しを行いました。

## （2）令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施

### 時期

#### 【今後の方向性】

令和4年度に計画の見直しを行ったところ、当初計画よりも3歳以上及び1・2歳の保育ニーズ量の増加が見込まれます。

幼稚園においては、ニーズ量が減少していることから、特に不足している1・2歳の保育ニーズ量に対応するため、幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行っていきます。

保育所においては、保育ニーズ量の動向を注視しながら必要に応じ0～2歳児を対象とした小規模保育事業所の施設整備を検討するとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用を図っていきます。また、小規模保育事業所における入所児童については、3歳児以降、連携施設への円滑な入所を推進します。

さらに、民間保育所等の保育士確保や就労に対する支援、施設面積及び保育士の配置といった条件を満たした上で、定員を超えた受入れを行うこと等により、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

#### 【令和2年度実績】

		令和2年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数		5,780人		3,448人	1,606人
需要率		50.6%	44.2%	44.9%	17.2%
ニーズ量		2,924人	2,555人	1,547人	276人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	865人	2,320人	1,177人	390人
	従来制度の幼稚園	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・ 居宅訪問型・事業所内)	0人	0人	44人	13人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	6人	44人	16人
	提供量合計	4,295人	2,326人	1,265人	419人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,371人	▲229人	▲282人	143人

- ・ 需要率は、児童数に対する各ニーズ量の割合。
- ・ 各年度とも提供量(確保の方策)は、定員の数値ですが、保育所等では基準の範囲内で定員以上の受入れも行っていきます。

【令和3年度実績】

		令和3年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数		5,655人		3,361人	1,453人
需要率		50.4%	45.5%	46.8%	17.3%
ニーズ量		2,848人	2,575人	1,573人	251人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,465人	2,383人	1,192人	390人
	従来制度の幼稚園	2,535人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人	0人	62人	14人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	5人	51人	12人
	提供量合計	4,000人	2,388人	1,305人	416人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,152人	▲187人	▲268人	165人

【令和4年度実績見込み】

		令和4年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育 が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数		5,430人		3,235人	1,430人
需要率		49.0%	47.2%	48.4%	16.2%
ニーズ量		2,663人	2,564人	1,566人	232人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,415人	2,389人	1,196人	390人
	従来制度の幼稚園	2,395人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人	0人	78人	17人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	10人	41人	16人
	提供量合計	3,810人	2,399人	1,315人	423人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,147人	▲165人	▲251人	191人

### 【令和5年度：見直し】

		令和5年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育 が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数推計		5,272人		3,051人	1,454人
需要率		48.0%	48.8%	50.6%	16.3%
ニーズ量の見込み		2,531人	2,573人	1,544人	237人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,587人	2,563人	1,409人	392人
	従来制度の幼稚園	1,995人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人	0人	94人	20人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	10人	41人	16人
	提供量合計	3,582人	2,573人	1,544人	428人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,051人	0人	0人	191人

- ・ 需要率は、児童数に対する各ニーズ量の見込みの割合。
- ・ 令和5・6年度の提供量(確保の方策)は、基準の範囲内で定員以上の受入れを行う分も見込んだものです。

### 【令和6年度：見直し】

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育 が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数推計		5,028人		3,035人	1,423人
需要率		48.0%	48.8%	50.6%	16.3%
ニーズ量の見込み		2,413人	2,454人	1,536人	232人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,587人	2,563人	1,409人	406人
	従来制度の幼稚園	1,995人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人	0人	94人	20人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	10人	41人	16人
	提供量合計	3,582人	2,573人	1,544人	442人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,169人	119人	8人	210人

### 【0～2歳の保育利用率】(令和2・3年度は実績、4年度は実績見込み、5・6年度は見直し)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	5,054人	4,814人	4,665人	4,505人	4,458人
提供量合計	1,684人	1,721人	1,738人	1,972人	1,986人
保育利用率	33.3%	35.7%	37.3%	43.8%	44.5%

#### 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の量の見込みと確保の方策の見直しに伴い、地域子ども・子育て支援事業についてもこれまでの実績や動向等を考慮し、見直しを行いました。

##### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

###### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を利用する事業です。

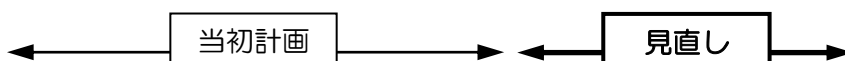
###### 【現状（実績）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込み
利用者数	1,871人	1,859人	1,558人	1,725人	1,775人
実施箇所数	42か所	44か所	46か所	49か所	50か所

・利用者数は実人数

###### 【今後の方向性】

今後も継続的な需要が見込まれるため、ニーズに十分対応できるよう、実施施設と連携していきます。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,936人	1,961人	1,986人	1,828人	1,828人
実施箇所数 （確保方策）	46か所	49か所	50か所	52か所	53か所
提供量	1,936人	1,961人	1,986人	1,828人	1,828人
過不足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

・ニーズ量、提供量は実人数

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

### 【現状（実績）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み
利用児童数	1,205人	1,228人	1,054人	1,297人	1,344人

・ 利用児童数は実人数

### 【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍推進等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いものがあることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指します。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

	← 当初計画 →			← 見直し →	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,270人	1,304人	1,339人	1,393人	1,443人
1年生	412人	423人	434人	456人	472人
2年生	357人	367人	377人	387人	400人
3年生	255人	262人	269人	275人	285人
4年生	137人	141人	144人	165人	171人
5年生	76人	78人	81人	80人	83人
6年生	33人	33人	34人	30人	32人
提 供 量	1,270人	1,304人	1,339人	1,393人	1,443人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人
実 施 箇 所 数 (確保方策)	45か所	46か所	46か所	55か所	56か所

・ ニーズ量、提供量は実人数

### (3) 地域子育て支援拠点事業

**【事業概要】**

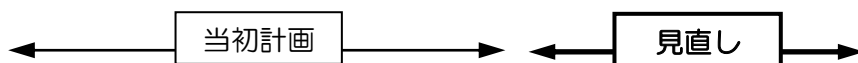
乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

**【現状（実績）】**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み
延べ利用者数 (子どもの人数)	32,463人	28,121人	12,261人	13,990人	14,016人
実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

**【今後の方向性】**

事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、事業を実施します。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	31,376人	31,470人	31,563人	29,947人	29,623人
実施箇所数 (確保方策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

・ ニーズ量は延べ利用者数





(5) 保育所等における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や心身の疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状（実績）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み
延べ利用者数	15,412人	13,296人	9,941人	11,281人	11,260人
実施箇所数	19か所	20か所	20か所	19か所	20か所

【今後の方向性】

子どもの預かりを必要とするときに対応ができるよう、事業を実施します。

当初計画
見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	13,337人	12,879人	12,569人	12,016人	11,532人
実施箇所数（確保方策）	20か所	20か所	20か所	21か所	21か所
提供量	13,337人	12,879人	12,569人	12,016人	11,532人
過不足（提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

・ ニーズ量、提供量は延べ利用者数



## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 【事業概要】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行う事業です。

依頼会員の対象は、0歳から小学校6年生までの子どもの保護者です。

### 【現状（実績）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み
支援会員	253人	261人	261人	271人	279人
依頼会員	1,341人	1,425人	1,450人	1,515人	1,579人
両方会員	30人	30人	30人	29人	29人
利用者数	2,252人	2,834人	1,317人	1,734人	1,887人
うち就学児童	646人	787人	685人	821人	1,062人

・上記数値は、支援会員、依頼会員には両方会員を含みません。利用者数は延べ人数

### 【今後の方向性】

支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。

	当初計画			見直し	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	2,656人	2,604人	2,557人	2,114人	2,062人
うち就学児童	797人	779人	767人	1,145人	1,122人
提供量	2,656人	2,604人	2,557人	2,114人	2,062人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

・ニーズ量、提供量は延べ人数











(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

低所得の保護者の負担軽減を図るため、日用品・文房具等に要する費用、並びに幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を助成します。

(13) 子育て短期支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

アンケート調査によるニーズ量はありませんでしたが、事業について研究します。

(14) 多様な主体の参入を促進する事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

この計画や「子育て安心プラン」による保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まりました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほか、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

### (1) 子ども・子育て支援施設等 .....

幼児教育・保育無償化制度の対象となる施設・事業は次のとおりです。ただし、年齢や施設・事業等によって無償となる範囲は異なります。

○対象となる施設・事業

幼稚園（従来制度）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、障がい児の発達支援 等

### (2) 子ども・子育て支援施設等の確認 .....

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要となります。施設の設置者又は事業を行うものは、市町村へ申請し、確認を受ける必要があります。市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。公示された施設・事業を利用した場合は、保育料（利用料）の無償対象となります。

確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

